

# 「科目補充試験」の実施について

大学院修士課程在学生 各位

科目補充試験は、博士後期課程入学試験で筆記試験(外国語科目1科目)が免除されるための要件の1つを補充するものです。博士後期課程入学試験において筆記試験(外国語科目1科目)免除を希望し、科目補充試験(筆記試験及び面接試験)の受験を希望する学生は、所定の願書により、下記期間内に出願してください。希望する学生は、法学研究科学事担当までお問い合わせください。

法学研究科学事担当

メールアドレス:gakuji@juris.hokudai.ac.jp

## 記

1. 出願期間 : 令和7年11月10日(月)～11月13日(木)
2. 試験日 : 令和7年1月24日(土)～1月26日(月)
3. 試験科目 : 別紙参照(試験時間割は、受験票交付の際に通知します)  
※わからない場合は、学事担当までお問い合わせください。
4. その他 : 出願にあたっては、指導教員と十分相談してください。

博士後期課程入学試験において免除される外国語科目は、科目補充試験において合格した外国語科目と同一とします。

令和7年10月 日  
法 学 研 究 科

## ○博士後期課程入学試験における筆記試験（外国語科目 1 科目）免除に関する申し合わせ

平成17年2月17日  
研究科教授会決定

1 修士課程の在籍者及び修了者（ただし、留学生特別選考によって入学した者を除く。）が下記の要件を満たすときは、博士後期課程入学試験において、筆記試験（外国語科目 1 科目）を免除する。

- ① 修士論文（4 単位）を提出すること。
- ② 修士課程入試時に外国語科目及び専攻分野の科目を選択して受験し、2 科目110点以上、各科目50点以上の得点を得ていること、かつ専攻分野の科目に関する60分の面接試験を受け、研究者志望で合格していること。
- ③ 外国語指定科目を2 科目以上履修していること。
- ④ 修士修了予定年度の11月末を目処に、専攻分野の研究会で、主・副指導教員の出席のもとに論文構想報告を行うこと。
- ⑤ ②の要件を満たしていない者も、博士後期課程入学試験の出願時まで、科目補充試験に合格したときは、②の要件を満たしたものとする。

2 科目補充試験は以下のとおり実施する。

- ① 科目補充試験には、筆記試験と面接試験がある。
- ② 筆記試験は、修士課程入試時に外国語科目又は専攻分野の科目を選択せずに合格した者については当該不選択科目について55点以上、外国語科目又は専攻分野の科目を選択しているが50点以上得点していない科目がある者については当該科目について55点以上の得点により合格とする。
- ③ 修士課程入試時に学内特別選考及び社会人特別選考によって入学した者の筆記試験は、専攻分野の科目試験は行わず、外国語科目（1科目）について55点以上の得点により合格とする。
- ④ 面接試験は、修士課程入試時に専修的学修志望で合格した者及び学内特別選考によって合格した者については、研究を希望するテーマに関する内容のレポート（10,000字以上16,000字以内）を指定する期日（10月又は3月の中旬頃）までに提出させ、このレポートを中心とする60分の面接試験により行う。面接試験については、大学院教務委員は、10月及び3月に審査委員2名（大学院教務委員から1名と大学院教務委員が指定する者）による審査委員会を設置する。審査委員会は、必要とする場合には、本研究科の他の教員を審査委員に加えることができる。審査委員会は、進学希望者が極めて優秀であるか否か及び研究者志望として研究を進める能力の有無を判断し、審査結果を11月又は4月の研究科教授会に報告し、承認を得る。

なお、修士課程入試時に研究者志望によって合格した者（学内特別選考を除く。）については、面接試験を免除する。

- ⑤ 筆記試験は、修士課程入学試験と同時に同じ問題で行う。なお、この入学試験が行われないことになった場合には別に試験を行う。
- ⑥ 筆記試験の各科目及び面接試験は、それぞれ別の試験実施時期に受験することを認める。

附 則 平成24年1月12日 一部改正 この申し合わせは、平成24年4月1日から適用する。

附 則 平成25年10月10日 一部改正 この申し合わせは、平成25年4月1日から適用する。

附 則 平成26年4月1日 一部改正 この申し合わせは、平成26年4月1日から適用する。

附 則 令和4年1月6日 一部改正 この申し合わせは、令和4年4月1日から適用する。